

委員会の目的について

1. 宇治市における交通バリアフリーの取り組み

平成 12 年「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(以下、交通バリアフリー法)の施行

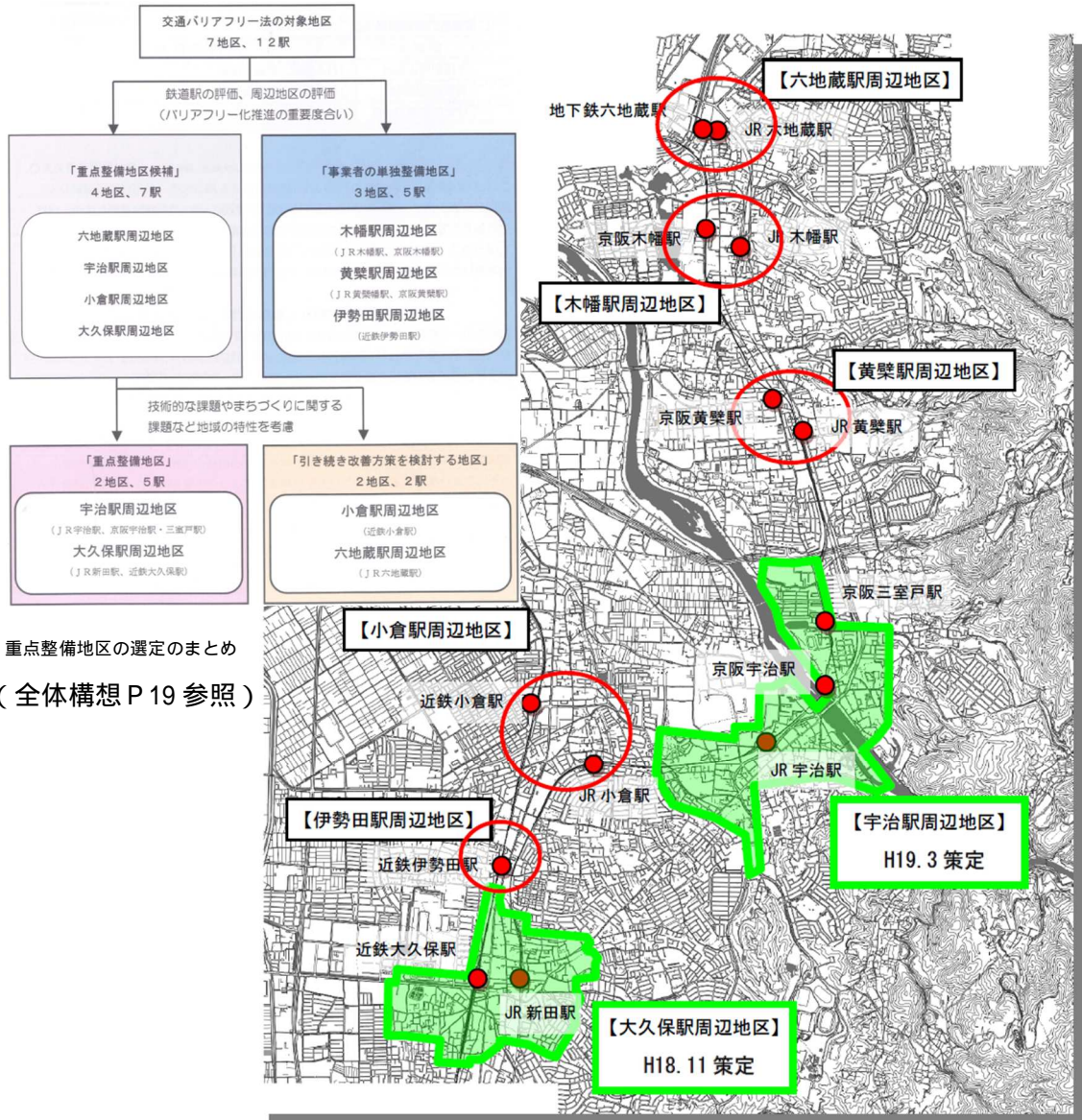
市町村は主として既存バリアの解消を図る目的で、関係機関と協議のうえ、特定旅客施設を中心とした徒歩圏内の地区を「重点整備地区」とし、移動円滑化のために実施すべき事業等を記載した「基本構想」を策定できる。



宇治市内には鉄道駅が 14 駅あり、すべての地区のバリアフリー化を同時に進めることが困難であるため、平成 17 年 7 月に「交通バリアフリー全体構想」を策定し、計画的にバリアフリー化を推進。

地区ごとのバリアフリー整備状況を評価し、特に整備が必要な地区を「重点整備地区」として、基本構想の策定を実施。(「宇治」、「大久保」で基本構想策定済み)

宇治市の基本構想の策定状況



2. 委員会の目的

【交通バリアフリーの課題】

(1) 平成 18 年に法改正、平成 23 年に新たに国の基本方針が策定。

現在の「宇治市交通バリアフリー全体構想」は平成 17 年に策定されており、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下、バリアフリー新法)や新たに策定された基本方針に基づく見直しが必要。

(2) 重点整備地区以外の地区では駅のバリアフリー化が進んでいないのが実情。

バリアフリー化を推進する重要性や事業の進め方の方向性を地区ごとに検討し、事業を重点的かつ一体的に実施する必要性の高い地区では、重点整備地区として基本構想を策定するなど、駅や周辺のバリアフリー化を推進する必要がある。

【宇治市交通バリアフリー全体構想 P25 より】

「全体構想」の見直しの検討

国が基本方針の見直しなどの措置を講じた場合や「引き続き改善方策を検討する地区」についての方針が決定した場合など、必要に応じて「全体構想」の見直しを検討する。

【宇治市交通バリアフリー推進連絡会(平成 23 年度閉会)】

今後の宇治市におけるバリアフリー化の推進に向けた意見(次ページ参照)

平成23年3月に改正された国の「移動円滑化の促進に関する基本方針」を踏まえ、宇治市においても平成32年を目標年次とする移動円滑化方策について、早期に検討を行うこと。



「宇治市交通バリアフリー全体構想」の見直しが必要

委員会の目的

- (1) 宇治市交通バリアフリー全体構想の見直しに関すること。
バリアフリー化の進め方検討、新たに重点整備地区とする地区の選定等。
- (2) 宇治市交通バリアフリー基本構想の策定に関すること。
新たに重点整備地区とした地区の基本構想の策定。
- (3) 移動円滑化のために実施すべき事業に関すること。
移動円滑化のために実施すべき事業に対する意見交換等。
- (4) 移動円滑化のための事業の進捗に関すること。
主に基本構想に位置づけた事業の進捗状況の確認。

【今後の宇治市におけるバリアフリー化の推進に向けた意見】

平成23年8月17日

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市交通バリアフリー推進連絡会

委員長 新田 保次

宇治市では、平成17年に策定された「宇治市交通バリアフリー全体構想」に基づき、大久保駅周辺地区並びに宇治駅周辺地区の2地区において交通バリアフリー基本構想が策定され、この間、道路や駅のバリアフリー化をはじめ、地域の団体の方々による学校等での体験学習の実施など、ハード・ソフト両面からバランスの取れた取り組みが実施されてきました。

また、こうした事業の実施に係る連絡調整を目的として、平成20年1月より「宇治市交通バリアフリー推進連絡会」が設置され、事業実施段階での改善方策の検討や関係者相互の連絡調整など、バリアフリー化の推進に一定の役割を果たすことができたと考えております。

しかしながら、今後もさらなる高齢化の進展が見込まれるなか、市域全体のバリアフリー化に関するニーズは益々高まっており、平成22年度を目標年次としていた国の基本方針も、平成32年を目標年次とした新たな基本方針として改正されたところです。

当推進連絡会議は目標年次を平成22年度とした基本構想の枠組みの中での設置であったため、平成23年度をもってその役目を一旦終了することとなりますが、宇治市のバリアフリー化はまだ道半ばであり、さらなる事業の推進が必要であることから、当協議会の活動を終えるにあたり、各委員から出されたご意見を踏まえ、今後の宇治市におけるバリアフリー化の推進に向けて、下記のとおり意見を提出いたします。

記

1. 宇治市交通バリアフリー全体構想の基本理念・基本方針に基づき、市域における移動円滑化推進に引き続き積極的に取り組むこと。
1. 平成23年3月に改正された国の「移動円滑化の促進に関する基本方針」を踏まえ、宇治市においても平成32年を目標年次とする移動円滑化方策について、早期に検討を行うこと。
1. 上記の移動円滑化方策の実施にあたり、宇治市の移動円滑化推進に関する連絡調整を目的とした組織の設置を検討すること。